

## 東大和市窓口業務委託等検討部会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東大和市行政改革推進本部要綱（昭和60年訓令第21号）第3条第2項の規定に基づき、東大和市窓口業務委託等検討部会（以下「部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について検討し、その結果を本部長に報告する。

- (1) 窓口業務の一部委託化に関すること。
- (2) 市民の窓口手続の簡略化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、窓口業務等に関して本部長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 部会は、別表に定める部会員をもって組織する。ただし、本部長は、前条各号に掲げる事項について検討するために必要があると認めたときは、別表に定める部会員以外の課長及び副参事の職にある者を部会員に任命することができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、政策経営部企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副部会長は、政策経営部DX等推進担当課長の職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、これを総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

### (意見等の聴取等)

第6条 部会は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他の協力を求めることができる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策経営部企画政策課長
政策経営部DX等推進担当課長
政策経営部公共施設再編課長
政策経営部財政課長
総務部管財課長
総務部職員課長
市民環境部市民課長
市民環境部課税課長
市民環境部納税課長
市民環境部環境対策課長
子ども未来部子育て支援課長
子ども未来部保育課長
地域福祉部福祉推進課長
地域福祉部生活福祉課長
地域福祉部障害福祉課長
健幸いきいき部地域包括ケア推進課長
健幸いきいき部介護保険課長
健幸いきいき部保険年金課長
健幸いきいき部健康推進課長
まちづくり部都市づくり課長
教育部教育総務課長
教育部青少年課長
教育部生涯学習課長